

## 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の2次募集について

2020年7月7日

6月に実施しました「学生支援緊急給付金」の2次募集を行いますので以下を確認のうえ期日までに申請をお願いいたします。

家庭から自立してアルバイト等により学生生活の費用の多くを自分で賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、アルバイト収入が前月に比べて大幅に減少したことにより、高専での就学の継続が困難になっている学生を対象に「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の申請を受付けます。

対象者は令和2年度本科4年生、5年生、専攻科1年生、2年生です。

下記サイトから申請書類等をダウンロードし、書類を準備して高専各キャンパスへ申請してください。

【学生の皆様向けページ】(文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00691.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html)

### 確認する書類

- 「申請の手引き(学生・生徒用)」
- 【様式1】学生支援緊急給付金申請書
- 【様式2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

要件(下記のすべてに該当すること)

1. 家庭から多額の仕送りを受けていない
2. 原則として自宅外で生活している(自宅生も可)
3. 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
4. 家庭の収入減等により、家庭からの追加的支援が期待できない
5. コロナ感染症の影響で、アルバイト収入が前月比で50%以上減少した
6. 原則として既存制度について以下のいずれかの条件をみたすこと

イ)修学支援新制度の区分Ⅰ(住民税非課税世帯)の受給者(今後申請予定の者を含む)

ロ)修学支援新制度の区分Ⅱ・Ⅲ(住民税非課税世帯に準ずる世帯)の受給者であって無利子奨学金を限度額(月額5~6万円)まで利用している者(今後利用予定者を含む)

ハ)世帯所得が新制度の対象外であって、無利子奨学金を限度額まで利用している者

ニ)要件を満たさないため新制度または無利子奨学金を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度を利用予定の者

※各要件の詳細は「申請の手引き(学生・生徒用)」を参照してください。

※自身が支給対象に該当するかどうかについては、「申請の手引き(学生・生徒用)」5ページの「支給対象者の要件(基準)」と7ページの「必要書類」の内容をご確認ください。

## 提出書類

1. **【様式1】学生支援緊急給付金申請書**
2. **【様式2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書**
3. 「学生支援緊急給付金 提出書類確認シート」(高専作成の様式)

※上記の他にも支給要件確認と推薦者選考のため、提出書類があります。送り忘れのないよう、注意してください。

## 提出方法

各キャンパス 管理課事務室窓口まで

品川キャンパス 管理課教務学生係 緊急給付金担当／荒川キャンパス 管理課教務学生係 緊急給付金担当

締 切：2020年7月17日(金曜日)

## その他

- 高専では LINE による申請受けは行いません。
- 文部科学省から高専に配分された推薦枠があるため、文部科学省の通知に基づき、高専で申請内容と確認書類により審査し、推薦者の選考をして日本学生支援機構に推薦します。
- 給付の決定については、日本学生支援機構からの口座への振り込みをもって支給決定の通知となります。高専では給付の結果についてお答えできませんのでご了承ください。

## 問い合わせ先

本給付金に関する問い合わせは、下記メールアドレスにメールでお送りください。

日本学生支援機構の他の奨学金と区別するため、**件名に【緊急給付金】と氏名・学修番号**を記入してください。

※質問への返信が遅くなる可能性があります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

東京都立産業技術高等専門学校 管理課教務学生係 奨学金担当

kyoumugakusei\_s [at] metro-cit.ac.jp (品川) kyoumugakusei\_a [at] metro-cit.ac.jp (荒川)

(メール送信の際には、上記アドレスの[at]を@に置き換えてくださいますよう、お願いいたします。)